

所 属	環境生活部環境生活政策課		
担当(係)名	消費生活担当	内線	2389

(款) 2 総務費 (項) 2 企画開発費 (目) (9) 県民生活行政費
(明細書事業名) 消費者対策費
悪質事業者指導強化費
多重債務問題対策費

1 事業費	【財源内訳】	【主な使途】
4,700	一般財源 4,700	委託料 2,325 (啓発広報委託)
(前年度 0)		需用費 850 (啓発リーフレット作成等)

2 背景

県の消費生活相談窓口への相談件数は引き続き1万件を超える高水準にあり、被害者の高齢化、被害額の高額化が顕著である。また、多重債務に関する相談も年々増加傾向にあるが、県内に推計で2万人を超えと言われる多重債務者のうち、相談窓口を訪れる人は少数であり、相談できずに悩み続ける人が多数存在するのが現状である。

3 事業目的

消費者を取り巻く緊急課題への対応

消費生活関連法(特定商取引法・景品表示法等)に基づく行政処分(業務改善指示・業務停止命令)について、その実効性を確保する立入検査に必要な機動力の確保及び担当職員の能力向上を図るとともに、ひとりでも多くの多重債務者が健全な社会生活を営めるよう総合的な解決を図る第一歩としての相談窓口の周知、啓発を図る。

4 事業内容

新規 悪質事業者指導強化費 1,200千円

- ・相談者からの事情聴取、悪質事業者に対する事前調査、立入検査等に必要となる資機材(パソコン、ビデオカメラ等)を整備
- ・立入検査に必要なノウハウを取得するため、担当職員を経済産業省が実施する法律研修等に派遣

新規 多重債務問題対策費 3,500千円

- ・多重債務問題総合啓発パンフレットの作成や、相談窓口周知強化月間(11月を予定)を設け、バスや鉄道などの公共交通機関を広報媒体として、相談窓口の周知や早期相談、解決方法に関する啓発を実施
- ・県や市町村の各種相談窓口、税徴収部門等に携わる職員に対する潜在的な多重債務者掘り起こしに関する研修を実施
- ・引き続き、県弁護士会・司法書士会の協力を得て、無料相談会(多重債務110番・多重債務面接相談会)を開催